

鴻保育第274号令
和2年5月25日

保護者 各位

鴻巣市長 原口 和久
(公 印 省 略)

臨時休園終了後の登園自粛の要請について

日頃より、鴻巣市の保育行政にご理解ご協力いただきありがとうございます。

市では、国の緊急事態宣言を踏まえ、保育施設・幼稚園を4月13日（月）から5月31日（日）まで原則臨時休園としてまいりました。

このたび、5月25日（月）をもって緊急事態宣言が解除となる見込みですが、5月31日（日）まで臨時休園を継続いたします。

また、6月1日以降は開園としますが、厚生労働省より、緊急事態宣言の指定を解除した地域においても基本的な感染防止策の徹底等を継続する必要性があり、引き続き、一定期間、感染防止のため仕事を休んで家にいることが可能な保護者に対して、園児の登園を控えるよう求めることとされていることから、臨時休園が終了した後も、感染拡大防止のため在宅における保育が可能な方に対して、市として登園自粛を要請することとしました。登園自粛の要請に伴う対応は下記のとおりです。

保育施設では、新型コロナウイルス感染症対策として、手洗いの徹底や様々な工夫を講じ、児童の安全を守る最大限の努力をいたしますが、抵抗力の弱い低年齢のお子さまの集団生活の場であるため、完全にリスクを回避することはできません。

多大なるご不便をおかけいたしますが、児童の生命を第一に考え、可能な限り自粛の要請にご協力いただきますよう重ねてお願い申し上げます。

記

1 臨時休園について

5月31日（日）をもって終了とします。

2 登園自粛の要請について

(1) 期間

6月1日（月）から6月30日（火）

(2) 対象者

仕事を休める等により在宅における保育が可能な方

裏面もご確認ください

3 登園する際の注意点

(1) 毎朝の検温

登園前に自宅においてお子さまの毎朝の検温を必ず行ってください。

(2) 風邪の症状がある場合の登園自粛

お子さまに37.5度以上の発熱等が認められた場合には、解熱後24時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまで登園を自粛してください。

(3) 同居の家族に発熱等がある場合の登園自粛

同居の家族に発熱等がある場合は、登園を自粛し、家庭での保育に努めていただくようお願いいたします。

4 登園自粛期間中の保育料（6月分）について（2歳児クラス以下）

一度保育料を納付いただき、登園自粛にご協力いただいた日数に応じて保育料を再計算し、差額を還付いたします。

5 登園自粛期間中の給食費（6月分）について（3歳児クラス以上）

在籍している施設にお問い合わせください。

6 育児休業で6月までに入所した場合の復職の期限について

育児休業からの復職期限は7月末までとなりますが、会社都合等により7月末までの復職が難しい場合は個別にご相談ください。

7 求職活動要件で入所期間が期限付きの場合について

保育施設の臨時休園や登園自粛の要請に伴い、求職活動が行えなかった等の理由があり、引き続き求職活動を行う場合に限り、8月末までの期限で再認定及び入所期間の延長をしますので、保育課窓口までお手続きにお越しくください。

8 その他

新型コロナウイルスの感染症拡大状況や国・県の要請により、対応が変わる場合にはホームページ等により通知いたします。

保育施設を利用する児童や職員に感染が確認された場合は、保健所の指導のもとに当該保育施設を完全休園といたします。

【問い合わせ】

鴻巣市こども未来部保育課

電話 048-541-1321

内線 2641・2642